

物件番号 2

所在地		須坂市大字井上字砂田1835番地 1							
住居表示		須坂市大字井上1835番 1							
土地	公簿面積	999.70㎡ (約 302.4 坪)		地目	宅地		形状	間口25m 奥行約39.5m	
	登記簿 記載事項	所有権に係る 権利(甲区)	所有者 権利の種類	須坂市 所有権		所有権以外の 権利(乙区)	無		
建物	構造・面積 間取り等	事務所 平成12年2月29日建築、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階: テレワークー育成室、多目的セミナー室、調整室、事務室、倉庫、ホール、ロビー、風除室、トイレ 2階: テレワーク室、テレワークー共用機器室、マシン室、倉庫、ロビー、トイレ							
	登記簿 記載事項	所有権に係る 権利(甲区)	所有者 権利の種類	須坂市 所有権		所有権以外の 権利(乙区)	無		
	付属建物等	無				主な改修履歴 無			
	法令に基づく 制限		用途地域等 工業地域 都市計画施設(都市計画道路、都市公園等) 特別用途・その他の地域地区 防火・準防火地域 文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等) 砂防三法(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域) 土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域) 洪水ハザードマップ 須坂市景観計画				建ぺい率 60 % 容積率 200 % 指定なし 須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画 宅地造成等工事規制区域 指定なし 指定なし 指定なし 指定なし 洪水浸水想定区域(浸水の深さ: 3.0～5.0m未満) 一般地域、都市部地域		
接面道路		位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低	
		北東	舗装(市道松宮双六2号線)		約12m	不要	約25m	なし	
私道の負担に 関する事項		負担の 有無	なし		負担の 内容				
現況及び従前 の利用状況		現況	事務所・研修所(施設廃止後、使用なし(残置物あり))						
		従前	旧須坂市技術情報センター						
供給処理施設 の整備状況			備 考				事業所名		
	電気	引込 可	高圧受電(キュービクルあり)				中部電力ミライズ(株)		
	上水道	引込 可	Φ40mm 1 基				須坂市水道局営業課		
	下水道	引込 可	公共下水道接続済、受益者負担金清算済				須坂市水道局上下水道課		
	ガス	ガス引込無	都市ガス引込不可(供給区域内、ガス管なし)						
交通機関 (物件からの 直線距離)	鉄道	長野電鉄		長野線		日野駅	北東 方へ 約 2.3 km		
	バス	長電バス		屋代須坂線・須坂屋代線		幸高停留所	東 方へ 約 0.4 km		
	高速道路			須坂長野東IC			南西 方へ 約 0.3 km		
公共施設 (物件からの 直線距離)	市役所	須坂市役所				北東 方へ 約 3.0 km			
	小学校	井上 小学校				北東 方へ 約 0.7 km			
	中学校	墨坂 中学校				北東 方へ 約 1.7 km			
その他	物件調査は、あくまでも市有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調査及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。								
	建築後、須坂市技術情報センターとして使用していましたが、2026年3月31日に施設廃止となりました。								
	工業地域内に位置するため、建築基準法第48条及び別表第二の規定により、建築・増改築等の場合は用途の制限があります。なお、土地の造成工事等が生じる場合は、開発区域の面積によっては都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があります。 また、宅地造成及び特定盛土規制法に基づく規制区域のため一定規模以上の盛土等を行う場合は手続きが必要です。詳しくは須坂建設事務所にお問い合わせください。								
	須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画の区域内に位置するため、須坂市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例により用途の制限があります。地区計画の内容を事前にご確認のうえ、詳しくは須坂市役所まちづくり課にお問い合わせください。								
	物件の地域は須坂市景観計画において一般地域の都市部地域に指定されており、一定規模以上の建築工事について景観法に基づく届出が必要となります。詳しくは須坂市役所まちづくり課までお問い合わせください。								
	建物に付帯する電気設備、上下水道設備、空調設備、衛生設備、給排水設備、防災設備、昇降設備(乗用エレベーター1基)、その他設備、及び敷地内の屋外駐車場、キュービクル(高圧受変電設備)、擁壁、囲障、フェンス、外灯、植栽その他造作等を含み、現状有姿で買受人に引き渡します。 建物、建物に附帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等の必要な措置を買受人の負担と責任の上で行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。								
	電気設備は高圧受電です(キュービクルあり)。低圧受電への変更を希望する場合は、買主の責任・費用負担において別途工事が必要です。								
	売主が把握している主な不具合・故障箇所は下記のとおりですが、引渡し後に新たな不具合・故障・劣化・欠陥等が判明した場合であっても、売主は修繕義務・損害賠償義務その他一切の責任を負いません。 ・太陽光パネルが故障しています ・空調設備の一部が故障しています ・1階電気給湯器が故障しています ・1階男性用小便器のセンサー式自動洗浄機が一部故障しています ・昇降設備(乗用エレベーター)は既存不適格状態です								
	残置された固定式大型ラック・UPS(マシン室内)、映像機器(調整室内)、机、椅子、スチールラック、棚、ブラインド等はすべて現状有姿での引き渡しとなります。								
	対象建物はテレワークセンターとして設計・建築されているため0Aフロア(二重床)の部屋があります。また、床下や壁内配線スペースにLANケーブル、電話線、電源ケーブルなどが残置されています。								
	物件には、敷地外に設置された街路灯の電気系統がありますが、断線予定です。								
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。								
	買受人は、事前の現地確認等により物件の現状を十分に確認いただいた上でお申込みください。引渡し後の不具合等を理由とした売買契約の解除、代金減額請求、損害賠償請求には応じられません。								